

令和8年2月 雇用保険適用事業所等事務研修会

不正への関与を疑われる場合に注意！

(届出等をされる皆さまへ)

沖縄公共職業安定所
雇用保険給付課 給付調査官

不正受給とは？

失業等給付は、失業者が就職活動等を申告して支給されます。

「働いているのに黙っている…」

以外にも不正の行為となるケースがあります。

- ・「働き始めた日を偽っている」
- ・「辞めた理由が事実と違う」 etc

不正受給であると判断されたら・・・

- ・ 返還額とは別に、**2倍の罰金**を課されたり...
- ・ 刑事告発の結果、**詐欺罪**等で送検されたり...



ハローワーク沖縄の現状は？

不正の調査 100件超のペース

令和8年1月現在



返還・回収等

¥3,912,004 !

令和5年度年報

事業主等が関わってしまうケース

多いのは...



- ・ 被保険者資格取得年月日の相違
- ・ 事実と異なる入社日の証明

不正疑惑（取得日等の相違）が生じた場合、事業所や事務組合も調査対象となります。

- ・雇用保険法第76条（出頭命令）
- ・雇用保険法第79条（立入検査）



本人と一緒に不正していないか、
調べないといけません...

軽い判断、重い結果...



罰金や刑事告発は 事業主や事務組合等も対象

※ 最近も 代表者への出頭命令、返還命令の事例あり。

※ 雇用保険法第10条の4、83条、84条、85条...

実際にあった事例

・採用日は月の途中からだが...

「現場や委託元がキリの良い翌月1日を採用日として報告」



「報告を受けた事務担当者が被保険者資格取得の届出」



「本人が資格取得日前の期間（在職中）を不正受給」



事業主に対して出頭命令、給付を連帯債務とするか調査



事実と相違ないか確認ください

- ・ 正確な入社日を採用責任者に確認しましたか
- ・ 勤怠簿や雇用契約書との乖離はありませんか
- ・ 日曜日や祝日等から在籍していませんか
- ・ 委託の場合、委託元と認識は一致していますか
必要に応じて帳簿の確認をしていますか？



不正受給の通報に御協力下さい

不正と疑わしいケース、実際に不正が行われていることを見聞した場合は、もよりのハローワークの給付調査官へお伝えいただけると幸いです。

(ハローワーク沖縄の通報先)

沖縄公共職業安定所 雇用保険給付課

担当：給付調査官

TEL：098－939－3203

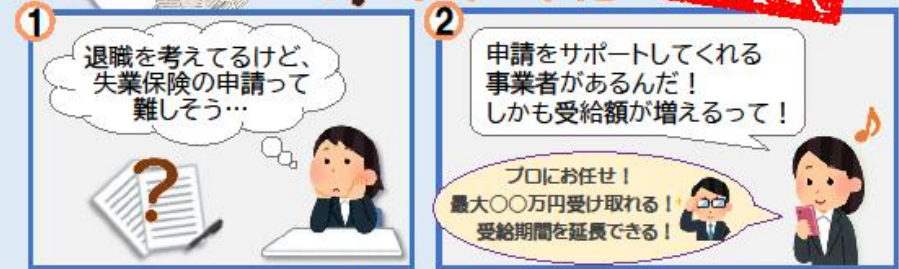
その他

失業保険の増加を騙った
サポートトラブルが増えています。

トラブルは【188】に ☎

※消費者ホットライン

失業保険の金額・期間を 増やせる? という申請 サポートに **注意!**



契約後...



- ✓ 「〇〇万円受け取れる」などの期待を持たせる広告に注意!
- ✓ 契約前にサービス内容などを慎重に検討しましょう!
- ✓ 不正受給を促すような助言には絶対にのらないで!
- ✓ 契約で不安を感じたら **188** に相談!
- ✓ 失業保険のことは **ハローワーク** に相談!

※お近くのハローワークの連絡先は厚生労働省のサイトで確認できます: アクセスはこちらから
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunva/kovau_roudou/kovau/hellowork.html



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



消費者庁
Consumer Affairs Agency



独立行政法人
国民生活センター